

令和7年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

令和7年3月7日(金)

応招議員(12名)

1番	赤間	繁幸	君	2番	鎌田	暁史	君
3番	鈴木	利博	君	4番	赤間	則幸	君
5番	佐々木	和夫	君	6番	鈴木	恵子	君
7番	金須	新一	君	8番	田中	三恵子	君
9番	熱海	文義	君	10番	石垣	正博	君
11番	高橋	重信	君	12番	石川	良彦	君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学	君	副町長	金須	豊洋	君
教育長	鳥海	義弘	君	総務課長	熊谷	有司	君
財政課長	菅野	直人	君	まちづくり政策課長	高橋	優	君
復興推進課長	門脇	匡哉	君	税務課長	小野	純一	君
町民課長	千葉	昭	君	保健福祉課長	伊藤	義継	君
農政商工課長	本間	文二	君	地域整備課長	武藤	亨介	君
上下水道課長	齋藤	正智	君	会計管理者	赤間	良悦	君
学校教育課長	角田	倫明	君	社会教育課長	片倉	剛	君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 相澤幸子 主事 高橋映瑠

議事日程第4号

令和7年3月7日(金曜日) 午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第23号 令和7年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第24号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計予算

日程第4	議案第25号	令和7年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第26号	令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第27号	令和7年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7	議案第28号	令和7年度大郷町水道事業会計予算
日程第8	議案第29号	令和7年度大郷町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第23号	令和7年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第24号	令和7年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第25号	令和7年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第26号	令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第27号	令和7年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第7	議案第28号	令和7年度大郷町水道事業会計予算
日程第8	議案第29号	令和7年度大郷町下水道事業会計予算

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐々木和夫議員及び6番鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第2	議案第23号	令和7年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第24号	令和7年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第25号	令和7年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第26号	令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第27号	令和7年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

日程第7 議案第28号 令和7年度大郷町水道事業会計予算

日程第8 議案第29号 令和7年度大郷町下水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第23号 令和7年度大郷町一般会計予算、
日程第3、議案第24号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計予算、
日程第4、議案第25号 令和7年度大郷町介護保険特別会計予算、日程
第5、議案第26号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日
程第6、議案第27号 令和7年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日
程第7、議案第28号 令和7年度大郷町水道事業会計予算、日程第8、
議案第29号 令和7年度大郷町下水道事業会計予算を一括議題といたし
ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第23号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、おはようございます。

議案第23号について、提案理由を御説明申し上げます。

予算書2ページを御覧ください。

議案第23号 令和7年度大郷町一般会計予算

令和7年度大郷町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億3,000万円と定
める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1
表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務
を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表
債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地
方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第
3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入
れの最高額は7億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の

各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和7年度予算の概要について御説明申し上げます。

一般会計の予算総額は55億3,000万円、前年度比3億2,000万円の減、率にして5.5%の減で、前年度を下回る予算となりました。

減額の主な理由は、新規事業や価格高騰による光熱水費及び各種委託料、人事院勧告を反映した人件費等の増がありますが、味明川及び滑川の緊急浚渫工事や中粕川復興まちづくり事業である避難道路の国受託負担金等のハード事業の減によるものです。

継続事業としましては、国主導で農政に関わる行政システムをクラウド上で共通化、標準化するガバメントクラウド導入業務委託料、国庫補助事業である中粕川地区復興まちづくり事業として、避難道路等整備工事、防災緑地整備工事、粕川防災コミュニティーセンター外構整備工事等を計上しております。

新規事業としましては、子育て支援のため、県内でも実施市町村が少なく、仙台管内では恐らく初となる3歳未満の保育料無償化補助金事業による完全無償化、妊婦等包括相談支援事業、GIGAスクール構想を推進するための小中学校のタブレット端末更新、学校給食センター外壁等改修工事等を予定しております。

また、令和7年度町長選挙、宮城県知事選挙、参議院議員選挙の予算も計上しているところです。

歳入ではまず、町税関係で、太陽光発電施設の減価償却分の減額による固定資産税の減が見込まれておりますが、個人町民税、定額減税による減収がなくなるために増額が見込まれており、法人町民税、軽自動車税についても微増が見込まれることから、当初予算ベースで前年度比1.5%の増を見込んでおります。

次に、地方交付税については、令和7年度の国の地方財政対策において、全国ベースで前年比1.6%の増とされておりますが、本町では、確実な財源見通しの観点から、前年と同額の12億8,000万1,000円を計上したところです。

このほかの財源としましては、令和7年度も、ハード事業が関係する

国県支出金を計上したほか、財政調整基金及び町債等により予算措置をしております。なお、財政調整基金等の基金繰入金は8億7,993万7,000円で、前年度比8,997万5,000円の増、率にして11.4%の増となっております。

また、町債は2億7,300万円で、前年度比4億4,430万円の減、率にして38.2%の減となりました。将来の負担軽減のため、新規発行を抑制しているところです。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を説明してまいります。

まず、歳入です。

第1款町税12億7,629万円で、前年比1,939万円の増となります。

第1項町民税は3億2,040万円で、前年度比3,732万6,000円の増です。定額減税の減収がなくなるため、個人町民税が増、法人町民税も微増となるものです。

第2項固定資産税8億3,320万6,000円で、前年度比1,832万8,000円の減です。太陽光発電施設の減価償却分の減によるものです。

第3項軽自動車税は3,231万1,000円で、前年比48万5,000円の増です。

第4項町たばこ税9,037万2,000円で、前年比9万2,000円の減です。

第5項入湯税は1,000円で、科目計上です。

第2款地方譲与税4,831万9,000円で、前年度比161万5,000円の減です。

第1項地方揮発油譲与税は1,023万9,000円で、前年度比86万6,000円の減です。

第2項自動車重量譲与税は3,280万1,000円で、前年度比143万3,000円の減です。

第3項地方道路譲与税は1,000円で、科目計上です。

第4項森林環境譲与税は527万8,000円で、前年度比68万4,000円の増となります。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金39万7,000円で、前年度比20万9,000円の増です。県通知によるものでございます。以下の交付金も同様となります。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金274万3,000円で、前年度比51万4,000円の増です。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金312万3,000円で、前年度比138万2,000円の増です。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金2,333万2,000円で、

前年度比247万5,000円の増です。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金2億2,498万8,000円で、前年度比2,869万5,000円の増です。

第8款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金6,400万円で、前年同額です。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金670万円で、前年度比90万円の増です。

4ページを御覧ください。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金570万円で、前年同額です。

第11款地方交付税第1項地方交付税12億8,000万1,000円で、前年同額です。内訳として、地方交付税12億円及び特別交付税8,000万円で前年同額、震災復興特別交付税1,000円で科目計上です。

第12款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金55万円で、前年度比5万円の減です。

第13款分担金及び負担金第2項負担金493万円で、前年度比294万円の減です。放課後児童クラブ保育料、老人保護措置費用徴収金になります。

第14款使用料及び手数料6,466万8,000円で、前年度比93万8,000円の増です。

第1項使用料は5,952万5,000円で、前年度比62万4,000円の減です。住民バス乗車料、町営住宅使用料などでございます。入居者所得による町営住宅使用料の減等によるものです。

第2項手数料は2,514万3,000円で、前年度比156万2,000円の増です。戸籍諸証明手数料、廃棄物処理手数料等でございます。廃棄物運搬許可等業者の増等によるものです。

第15款国庫支出金は7億5,480万2,000円で、前年度比3,121万5,000円の減です。

第1項国庫負担金は3億7,288万4,000円で、前年度比7,461万4,000円の増となります。児童手当交付金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費交付金、障害福祉サービス費負担金、障害児通所給付費負担金等が主なものです。制度改正に伴う対象児童数の増及び国庫負担率の変更による児童手当交付金の増等によるものです。

第2項国庫補助金3億7,220万5,000円で、前年度比1億605万9,000円の減です。子ども・子育て支援交付金、認定こども園の屋根、外壁改修工事に対する就学前教育・保育施設整備交付金、中粕川地区復興まちづ

くり事業の防災拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金、国主導で行政に関わる行政システムをクラウド上で共通化、標準化するガバメントクラウド導入に係るデジタル基盤改革支援補助金等が主な内容です。減額は、中粕川地区復興まちづくり事業に係る社会資本整備総合交付金の減等によるものです。

第3項委託金は971万3,000円で、前年度比23万円の増です。基礎年金等事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金が主なものです。

第16款県支出金は3億2,859万8,000円で、前年度比4,881万8,000円の増です。

第1項県負担金は1億7,097万6,000円で、前年度比577万5,000円の増です。児童手当交付金、国民健康保険及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費交付金、障害福祉サービス費負担金等が主なものでございます。

第2項県補助金は1億2,557万1,000円で、前年度比2,605万8,000円の増です。障害者医療費補助金、保育料無償化等に対する少子化対策市町村交付金、子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援交付金、地域の農業施設等の維持に対する多面的機能支払交付金、小中学校のタブレット端末更新による公立学校情報機器等整備事業補助金が主なものです。少子化対策市町村交付金及び公立学校情報機器等整備事業補助金等による増です。

第3項委託金は3,205万1,000円で、前年度比1,698万5,000円の増です。個人県民税徴収取扱費委託金、宮城県知事選挙及び参議院選挙費が主なものでございます。選挙費に係る委託金の増等です。

第17款財産収入5,819万8,000円で、前年度比509万8,000円の増です。

第1項財産運用収入は5,819万5,000円で、前年度比509万5,000円の増です。町有財産貸付収入及び各種基金利子収入です。定期預金及び債権購入による利率引上げによる増です。

第2項財産売却収入は3,000円で、科目計上です。

第18款寄附金第1項寄附金5,539万1,000円で、前年度比3,461万円の減です。ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に関する寄附金、東成田地区へのポンプ小屋建設に伴う地元寄附金です。ふるさと応援寄附金を令和6年実績に基づき継承したため減となったものです。

第19款繰入金は8億7,997万3,000円で、前年度比8,987万5,000円の増です。

第1項基金繰入金は8億7,993万4,000円で、前年度比8,987万5,000円

の増です。ハード事業に関する国庫補助金等裏負担財源及び一般財源不足について財政調整基金等から繰り入れるものでございます。増額は、財政調整基金の繰越金の増等によるものです。

5 ページを御覧ください。

第2項特別会計繰入金は3,000円で、科目計上です。

第20款繰越金第1項繰越金は4,000万円で、前年度同額です。

第21款諸収入1億1,533万3,000円で、前年度比556万1,000円の減です。

第1項延滞金加算金及び過料5万円は、町税延滞金で前年同額です。

第2項町預金利子12万5,000円は、普通預金運用利子です。

第3項貸付金元利収入は2,369万8,000円で、前年度比428万5,000円の減です。奨学資金「未来づくり事業」、災害援護資金、地域総合整備資金などの各貸付金の返済金です。

第4項受託事業収入は1,058万8,000円で、前年度比73万2,000円の増です。後期高齢者健康診査受託事業収入及び高齢者保育事業と介護予防等一体実施受託事業収入等です。

第5項雑入は4,678万6,000円で、前年度比8万4,000円の増です。各種検診自己負担金、学校給食費収入等です。

第6項ボートピア事業交付金は2,108万6,000円で、前年度比171万4,000円の減です。売上見込みの減によるものです。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,300万円で、前年度比50万円の減です。売上見込額の減によるものです。

第22款町債第1項町債は2億7,300万円で、前年度比4億4,230万円の減です。減額となった理由は、令和6年度に味明川及び滑川緊急浚渫工事が完了したこと、中粕川復興まちづくり事業に関する起債が前年度より減額したこと、令和7年度に臨時財政対策債の新規発行がないこと等によるものです。内容につきましては、後ほど第3表地方債のほうで御説明いたします。

収入合計55億3,000万円です。

次に、歳出について御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

第1款議会費第1項議会費8,802万円で、前年度比26万1,000円の減です。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料が主なものです。減額は、買上げによる議場音響設備等賃貸借料の減等によるものです。

第2款総務費は11億8,920万2,000円で、前年度比1億133万3,000円の増です。

第1項総務管理費10億1,399万2,000円で、前年度比6,433万8,000円の増となります。職員人件費、行政区長運営費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、ふるさと応援寄附関連経費、住民バス運行費、交通防災対策費などに係るものでございます。実績に基づきふるさと応援寄附金関連経費及びふるさと応援寄附金を積立てする「未来づくり基金」積立て、財政状況による庁舎建設基金積立ての減がありますが、国主導で行政に関わる業務システムをクラウド上で共通化、標準化するガバメントクラウド導入委託料等の経費等により増となったものです。

第2項徴税費9,512万9,000円で、前年度比1,870万1,000円の増です。職員人件費並びに賦課徴収経費です。3年に一度の固定資産税評価替えに伴う土地鑑定業務、航空写真撮影及び画像作成業務等による増です。

第3項戸籍住民基本台帳費4,920万8,000円で、前年度比884万1,000円の減です。職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費等です。国の提示条件による戸籍システム標準化、共通化業務の令和6年度委託分が完了したこと等による減です。

第4項選挙費2,487万4,000円で、前年度比2,445万7,000円の増です。選挙管理委員会、町長選挙、宮城県知事選挙、参議院選挙等の経費です。

第5項統計調査費453万3,000円で、前年度比267万円の増です。各種統計調査の経費です。5年ごとに行われる国勢調査経費の計上による増です。

第6項監査委員費、前年度比8,000円の増です。監査委員の報酬、費用弁償、研修旅費等です。

第3款民生費13億6,851万6,000円で、前年度比9,117万8,000円の増です。

第1項社会福祉費7億9,580万1,000円で、前年度比2,587万9,000円の増です。職員人件費、高齢者や障害者等への各種福祉関係経費、国民健康保険等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金等です。障害福祉サービス利用者の増による自立支援給付費、国民健康保険特別会計会操出金等の増によるものです。

第2項児童福祉費5億7,271万5,000円で、前年度比6,529万9,000円の増です。児童手当、認定こども園経費、児童館運営経費、すこやか子育て医療費助成等です。県内でも実施市町村が少なく、仙台管内では恐らく初となる3歳未満の保育料無償化補助金事業による完全無償化の実施、3歳未満の制度改正による対象児童数増及び第3子支給費の増による児童手当、認定こども園の屋根・外壁改修工事に対する就学前教育・保育

施設事業費補助金、ベビー用品レンタル事業等による増です。

第4款衛生費4億4,100万4,000円で、前年度比2,355万5,000円の増です。

第1項保健衛生費1億6,267万9,000円で、前年度比2,812万1,000円の増です。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、保健センター管理費等になります。単価高騰による定期予防接種業務、令和7年4月1日から始まる妊婦等包括相談支援事業、高齢者等新型コロナウイルス感染症定期予防接種事業による増となったものです。

第2項病院費6,018万2,000円で、前年度比640万7,000円の減です。公立黒川病院負担金及び出資金です。令和6年度に医療機器整備等があったため減となったものです。

第3項清掃費2億1,814万3,000円で、前年度比184万1,000円の増です。ごみ処理、し尿処理等の黒川行政事務組合負担金及びごみ収集運搬業務等です。ごみ焼却施設補修工事等による黒川地域行政事務組合負担金の増によるものです。

第5款農林水産業費2億1,356万円で、前年度比499万8,000円の減です。

第1項農業費2億607万2,000円で、前年度比223万2,000円の増です。職員人件費、農業委員会運営費、農業振興費、多面的機能活動組織交付金や農業振興総合補助金等の農業者及び各種団体への交付金並びに補助金、畜産振興費、開発センター、ふれあいセンター21及びパストラル縁の郷の維持管理費等になります。県営事業である志田谷地地区及び行井堂地区土地改良事業費負担金、同じく県営事業である前川地区圃場整備調査調整業務委託料及び前川地区圃場整備事業負担金等による増です。

第2項林業費748万8,000円で、前年度比723万円の減です。松くい虫被害木の伐倒業務、黒川森林組合出資金、森林環境整備基金積立等になります。令和6年度に森林経営管理意向調査等業務委託料を計上していたため減となったものです。

第6款商工費第1項商工費3,012万2,000円で、前年度比769万2,000円の減です。職員人件費、くろかわ商工会補助金、小規模事業経営改善資金利子補給、消費生活相談経費等になります。令和6年度に国の物価高騰対策重点支援臨時交付金事業として、町民1人当たり3,000円的生活応援商品券を発行することから、くろかわ商工会と協議の上、令和7年度は2割増し商品券の発行を実施しないこと等による減でございます。

第7款土木費7億9,062万4,000円で、前年度比6億6,735万6,000円の

減です。

第1項土木管理費4,519万3,000円で、前年度比310万5,000円の増です。職員人件費、事務経費、公用車等管理経費の計上です。

第2項道路7,086万1,000円で、前年度比2,848万4,000円の減です。道路管理のための除草及び敷き砂利業務、緊急維持工事費、町道中粕川線及び中粕川中線の道路台帳作成業務、町道中村長崎線のり面復旧工事、町道柏木原小梁川道路改良工事に係る用地購入費及び電力柱移転補償費、橋梁点検長寿命化計画策定業務委託料等が主なものです。令和6年度に小屋館橋及び宮下橋橋梁修繕工事を計上していたため減となったものです。

第3項河川費790万7,000円で、前年度比1億7,588万4,000円の減です。粕川地区堤防除草業務が主なものでございます。令和6年度に味明川及び滑川の河川緊急浚渫工事を計上したため大幅な減となったものです。

第4項住宅費832万1,000円で、前年度比712万2,000円の減です。町営住宅の維持管理経費です。令和6年度に町営住宅長寿命化計画改定業務委託料を計上していたため減となったものです。

7ページを御覧ください。

第5項都市計画費6億5,834万2,000円で、前年度比4億5,897万1,000円の減です。町立公園管理費、定住促進事業として住宅リフォーム事業、民間分譲地の住宅建設に対する定住促進事業補助金、住宅を新築した若者世代に固定資産税相当額を奨励金として交付する若者及び子育て世帯定住促進奨励金、地域おこし協力隊費用、中粕川復興まちづくり事業として粕川地区防災コミュニティーセンター敷地及び防災緑地、避難緑地等の用地確定測量業務、粕川地区避難道路等整備工事、防災緑地整備工事、粕川防災コミュニティーセンター外構整備工事等が主なものでございます。減となった主な理由は、国受託事業である避難道路整備負担金等の減によるものです。

第8款消防費第1項消防費2億7,138万1,000円で、前年度比5,367万4,000円の増です。消防団員報酬及び災害時出動報酬、費用弁償、黒川地区行政事務組合への消防費負担金等になります。増額の主な理由は、東成田地区にポンプ小屋を整備する消防施設整備工事、法堂撫山宅地及び法堂前西の消火栓設置工事負担金、消防庁舎建設に伴う黒川行政事務組合負担金の増等によるものです。

第9款教育費5億3,777万7,000円で、前年度比7,659万9,000円の増です。

第1項教育総務費8,423万9,000円で、前年度比102万6,000円の増です。教育委員会及び職員人件費、奨学資金貸付金、外国語指導助手経費、不登校対策としての子どもの心のケアハウス事業、学校教育充実のための指導主事配置事業等が主なものです。

第2項小学校費1億1,108万8,000円で、前年度比246万3,000円の増です。教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、施設管理費等になります。GIGAスクール構想の推進により、3年間で全台数更新の計画で、令和7年度に160台のタブレット端末を更新を予定しているため、増となったものです。

第3項中学校費5,633万1,000円で、前年度比692万3,000円の増です。内容は小学校と同様で、GIGAスクール構想の推進により、3年間で全台数更新の改革で、令和7年度に80台のタブレット端末更新を予定しているための増となったものです。

第4項社会教育費9,191万9,000円で、前年度比716万5,000円の増です。職員人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、社会教育施設維持管理費経費等になります。増額の主な理由は、各分館への環境整備事業補助金、粕川地区防災コミュニティーセンター管理費経費等の増によるものです。

第5項保健体育費1億9,420万円で、前年度比5,902万2,000円の増です。職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食無償化事業等になります。学校給食センター外壁等改修工事及び工事管理業務委託料、秋まつり実行委員会補助金の計上により増となったものです。

第10款災害復旧費4,000円で前年度同額です。

第1項東日本大震災災害復旧費2,000円です。東日本大震災復興基金への利子積立てです。

第2項公共土木施設災害復旧費1,000円、第3項農林水産施設災害復旧費1,000円は、科目計上です。

第11款公債費第1項公債費5億8,979万円で、前年度比1,396万7,000円の増です。町債元利償還金5億5,927万2,000円、町債利子、償還金等3,051万8,000円です。令和5年度分の償還の開始、償還利率見直し等による増です。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万円で、前年度同額です。

歳出合計55億3,000万円です。

続いて、8ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為について御説明いたします。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、固定資産台帳精緻化業務、期間は令和7年度から8年度まで、限度額は33万円です。財務書類等として、所有外財産に関してに關しても固定資産台帳の整備が必要になり、2年間で整備するため設定するものです。

2、住民情報システム機器賃貸借、期間は令和7年度から12年度まで、限度額は3,297万1,000円です。現計画期間の満了により新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

3、通知カード個人番号カード裏面プリンター保守業務、期間は令和7年度から12年度まで、限度額は42万6,000円です。現計画期間の満了により新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

4、住基ネットワークシステム賃貸借、期間は令和7年度から12年度まで、限度額は1,947万円です。現計画期間の満了により新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

5、通知カード個人番号カード裏面プリンター賃貸借、期間は令和7年度から12年度まで、限度額は110万円です。現計画期間の満了により新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

6、地域自殺対策計画策定業務、期間は令和7年度から8年度まで、限度額は313万5,000円です。現計画期間の満了により新たに計画を2年間で策定するため設定するものです。

7、小規模事業者経営改善資金利子補給（令和7年度貸付分）、期間は令和7年度から10年度まで、限度額は142万3,000円です。資金融資の利用者に対し、1パーセントの利子補給を3年にわたり利子補給するため設定するものです。

8、大郷町奨学資金貸与（令和7年度貸付分）、期間は令和7年度から10年度まで、限度額は792万円です。令和7年度貸付け者に在学期間貸付けするため設定するものです。

9 ページを御覧ください。

第3表 地方債について御説明いたします。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

1、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業で、町道改良工事に係るものです。内容としましては、町道柏木原小梁川線電柱移設補償費及び土地購入費となります。限度額は600万円です。起債の方法は証書

借入。利率5.0%になります。ただし、リース見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、「政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還若しくは低利に借換することができる」ものとしております。

本事業に関する充当率は、補助残等に対し100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

2、都市防災総合推進事業。社会資本整備総合交付金事業で、中粕川復興まちづくり事業の防災拠点施設整備等事業に係るものです。内容としましては、防災避難緑地フェンス設置工事及び確定測量業務、避難道路等整備工事、防災コミュニティーセンター外構工事分となります。限度額は1億6,690万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は、補助残等に対し100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

3、学校教育施設等整備工事。学校給食外壁等改修工事に係るものです。限度額は4,900万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に関する充当率は100%で、事業費のうち70%が交付税措置されるものです。

4、緊急防災・減災事業。令和元年度東日本台風で被災し撤去していた防災行政無線屋外支局設置工事及び防災無線用Jアラート機器更新工事に係るものです。限度額は1,610万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は100%で、充当率のうち70%が交付税措置されるものです。

5、過疎対策事業（ソフト分）。給食費無償化事業に係るものです。限度額は3,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられるものです。

地方債合計は2億7,300万円です。

以上で議案第23号についての提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号及び議案第26号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第24号につきまして提案理由の御説

明を申し上げます。

予算書の117ページを御覧ください。

議案第24号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計予算

令和7年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,416万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は9億7,416万3,000円で、令和6年度当初予算と比較すると5,065万4,000円、率にして5.5%の増となりました。被保険者数は年々減少しているものの、高齢化や医療の高度化により、1人当たりの給付費が増大していることによる保険給付費の増が大きな要因でございます。

118ページを御覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億2,542万7,000円は、保険税の収納見込額で、前年と比較し1,239万6,000円、率にして9%の減でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料でございます。

第3款県支出金第1項県補助金7億6,917万2,000円は、保険給付費の

額により交付される普通交付金と、各種事業への取組状況等に応じて交付される特別交付金でございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入54万4,000円は、財政調整基金及び高額療養費資金等貸付基金の預金利子でございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金6,323万2,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

同じく、第2項基金繰入金1,573万3,000円は、国保財政調整基金からの繰入れで、財源調整のための基金繰入れでございます。

第6款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度からの繰越金で、科目計上でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円は、保険税の延滞金で、科目計上でございます。

同じく、第2項雑入3,000円は、交通事故など第三者行為に係る還付金などを見込んでおります。

以上、歳入合計9億7,416万3,000円でございます。

続きまして、119ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費530万1,000円は、レセプト点検業務などの国保事務共同処理委託料及び国保連合会への負担金などに要する経費です。昨年度は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う国保システムの改修業務があったことから、昨年度より約370万円の減額となっております。

第2項徴税費439万円は、保険税の賦課徴収に係る経費、保険税の完納報奨金などです。また、18歳未満の被保険者に係る均等割相当額の補助事業を令和7年度も継続いたします。

第3項運営協議会費24万5,000円は、国保運営協議会に要する費用でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費6億4,090万6,000円は、療養給付費等に係る国保連合会への負担金です。

第2項高額療養費1億1,064万円は、一般被保険者に係る高額療養費でございます。

第3項移送費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第4項出産育児諸費150万1,000円は、3件分の出産育児一時金でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件分の葬祭費でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分1億3,135万9,000円は、被保険者の医療給付費として県に納付するものでございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分4,952万5,000円は、被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に対応する県への納付金でございます。

第3項介護納付金分1,091万6,000円は、40歳から64歳の被保険者に係る介護納付金に対応する県への納付金でございます。

第4款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1,000円は、科目計上でございます。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1,151万1,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に要する経費でございます。

第2項保健事業費456万9,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成など、疾病予防対策事業に要する経費でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金54万6,000円は、財政調整基金などに係る利子積立金でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金100万1,000円は、過年度分の保険税還付金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は昨年度同様100万円を計上しております。

以上、歳出合計9億7,416万3,000円でございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号の提案理由を御説明申し上げます。

予算書の152ページを御覧ください。

議案第26号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億952万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は1億952万4,000円で、令和6年度当初予算と比較すると37万5,000円、率にして0.3%の増で、ほぼ前年と同額の計上となりました。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料の徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

153ページをご覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料8,019万円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万2,000円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,910万9,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で、科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金21万円は、広域連合からの還付金や還付加算金でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計1億952万4,000円でございます。

続きまして、154ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費82万1,000円は、資格証明書発送などの一般事務に要する経費でございます。

第2項徴収費1万2,000円は、徴収事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金1億838万円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金21万円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

す。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計1億952万4,000円でございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第24号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計予算、議案第26号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第24号及び議案第26号の説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時57分 休 憩

午 前 11時08分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） それでは、議案第25号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計予算説明書の132ページを御覧願います。

議案第25号 令和7年度大郷町介護保険特別会計予算

令和7年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,758万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、当初予算の概要を御説明申し上げます。

令和7年度予算の設計に当たりましては、第9期となります介護保険事業計画を基本とした編成内容及び令和6年度の執行実績を勘案して積算を行ったものとなります。予算の総額は11億7,758万2,000円で、前年度対比で3,657万7,000円の増となります。

歳出の総務費においては、介護認定件数の増に伴う主治医意見書作成手数料の増がありますが、介護保険システム改修費の減などにより、前年度比274万1,000円の減となり、保険給付費においては施設介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費など、多くの給付費において単価と件数の増により、前年度比で3,114万1,000円の増となりました。地域支援事業費では、介護予防訪問通所等介護サービス事業費の単価と件数増に伴い増額となったほか、委託事業、健康長寿対策事業や地域包括支援センター運営業務、生活支援体制整備事業において人件費が増えたことなどから、前年度比806万7,000円の増となりました。なお、介護給付費準備基金からの繰入れは、前年度比725万7,000円減の1,442万2,000円を計上しております。

それでは、133ページの第1表 歳入歳出予算について、款項ごとに主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料は2億3,494万2,000円で、前年度比2,078万1,000円の増となっております。第1号被保険者に係る保険料収入であり、被保険者数につきましては、特別徴収の方が2,773名、普通徴収の方が224名で積算をしております。なお、保険料基準額については、第9期介護保険事業計画に基づく月額6,800円により算出しているものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料は1万5,000円で、保険料の督促手数料となります。

次に、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金は3億259万4,000円で、第2号被保険者の介護納付金や地域支援事業に係る支払基金からの交付金となります。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金は1億8,856万5,000円で、介護給付費の国庫負担分です。

第2項国庫補助金は8,738万3,000円で、介護給付費に対する調整交付金や地域支援事業に係る交付金などとなります。

次に、第5款県支出金第1項県負担金は1億6,763万3,000円で、介護

給付費負担金の県負担分となります。

第2項県補助金は1,014万9,000円で、地域支援事業に係る補助金の県負担分となります。

次に、第6款財産収入第1項財産運用収入は13万5,000円で、介護給付費準備基金の預金利子となります。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金は1億7,172万5,000円で、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰入れとなります。

第2項基金繰入金は1,442万2,000円で、介護給付費準備基金からの繰入金となり、保険料水準の維持のため基金繰入れにより財源調整を行うものです。

次に、第8款繰越金第1項繰越金1,000円は、科目設定のための計上となります。

次に、第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目設定のための計上となります。

第2項雑入は1万7,000円で、会計年度任用職員の雇用保険被保険者分などがございます。

以上、歳入合計が11億7,758万2,000円となります。

次に、歳出となります。

第1款総務費第1項総務管理費は648万1,000円で、介護保険システムの保守や賃貸借に係る経費のほか、一般事務経費となります。

第2項徴収費は6万7,000円で、保険料の特別徴収や口座振替の手数料などの徴収事務経費となります。

第3項介護認定審査会費は846万8,000円で、認定調査員の人件費のほか、介護認定に係る主治医意見書作成手数料や介護認定審査会に係る黒川地域行政事務組合の負担金などが主なものとなります。

第4項運営協議会費は22万4,000円で、介護保険運営委員会と地域包括支援センター運営協議会の運営経費になります。

次に、第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費は9億7,144万円、前年比度2,925万2,000円の増で、居宅介護サービスや施設介護サービスなどの介護サービス給付費となります。

第2項介護予防サービス等諸費は2,113万3,000円で、予防サービスに係る給付費となります。

第3項高額介護サービス費は2,959万4,000円で、介護サービスの自己負担分が上限額を超えた場合の給付費でございます。

第4項高額医療合算介護サービス等費は351万円で、1年間の医療保険と介護保険の自己負担が世帯の限度額を超えた場合の給付費となります。

第5項特定入所者介護サービス等費は7,032万円で、住民税非課税世帯の方が施設に入所した際の負担軽減のための給付費でございます。

次に、第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費は1,346万8,000円で、地域支援事業として実施いたします介護予防訪問介護サービス並びにケアマネジメントなどに要する費用でございます。

第2項一般介護予防事業費は1,125万6,000円で、健康長寿対策事業やいきがい健康づくり事業に関する費用となります。

第3項包括的支援事業・任意事業費は3,813万3,000円で、地域包括支援センターの運営経費のほか、生活支援体制整備事業や安心見守りネットワーク事業、成年後見などに関する費用を計上しております。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金は13万5,000円で、介護給付費準備基金に係る利子の積立分となります。

次に、第5款公債費第1項公債費は5万円で、一時借入金があった場合の利子となります。

次に、第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金は30万2,000円で、保険料の還付金などです。

次に、第7款繰出金第1項繰出金は1,000円で、一般会計への繰出金の科目設定のための計上となります。

次に、第8款予備費第1項予備費は300万円で、前年同額の計上となっております。

以上、歳出合計が11億7,758万2,000円となります。

以上で議案第25号の説明を終わります

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第27号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） それでは、議案第27号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書161ページをお開き願います。

議案第27号 令和7年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

令和7年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,287万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、議案第27号につきまして御説明を申し上げます。

当会計は、高崎団地、中粕川団地、中村原団地の3団地の分譲に関する特別会計となります。

宅地分譲事業は令和4年度予算で完了しているため、歳入におきましては他会計繰入金、歳出につきましては公債費について計上した予算内容となっております。

162ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金2,287万1,000円です。公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金は1,000円で、科目計上となります。

以上、歳入合計は2,287万2,000円となります。

続きまして、歳出を御説明いたします。

163ページをお開き願います。

第1款公債費第1項公債費は2,287万2,000円です。造成事業費として借入れした町債の元金と利子の償還金となります。

歳出合計は2,287万2,000円となります。

以上、歳入歳出の予算合計は、それぞれ2,287万2,000円となります。

議案第27号 宅地分譲事業特別会計予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第28号及び議案第29号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） それでは、議案第28号につきまして、提案の理由を申し上げます。

各種会計予算書の169ページをお開き願います。

議案第28号 令和7年度大郷町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は2,752戸で、前年度比2戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総給水量は72万2,000立方メートルで、前年度比6,000立方メートルの増を見込んでおります。

第3号 1日平均給水量は1,978立方メートルで、前年度比18立方メートルの増を見込んでおります。

第4号 主な建設改良事業は、老朽管更新事業等でございますが、粕川地区配水管布設替設計業務、中村、鶉崎地区配水管布設替工事、中村第2配水池動力盤更新工事を予定しており、予算額が1億3,882万1,000円で、前年比9,482万円の増額です。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益を2億4,841万円とするものです。前年度比178万2,000円の増額です。

第1項営業収益2億2,677万3,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおり、前年度比142万円の増額です。

第2項営業外収益2,163万4,000円は、預金利息、長期前受金戻入益、引当金戻入益が主なもので、前年度比36万2,000円の増額です。

第3項特別利益3,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億4,666万円とするものです。前年度比1,780万5,000円の増額です。

第1項営業費用2億3,585万3,000円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査、配水管電気設備の修繕料などの原水給水費、職員の人件費やメーター検針業務、水道料金システム委託料、A I劣化診断業務、水安全計画策定業務などの総係費、建物・構築物等の減価償却費などにより、前年度比1,677万3,000円の増額です。

第2項営業外費用980万5,000円は、企業債の利息等によるもので、前年度比103万2,000円の増額です。

第3項特別損失2,000円は、科目計上です。

第4項予備費は、100万円を計上してございます。

続きまして、170ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,548万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,429万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,118万5,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を1億2,438万3,000円とするものです。前年度比8,737万8,000円の増額です。

第1項工事負担金1,000円は、科目の計上です。

第2項他会計負担金341万円は、法堂地区消火栓設置分で、前年度比340万9,000円の増額です。

第3項企業債1億860万円は、中村第二配水池動力盤更新工事、中村鶉崎地区配水管布設替工事、大松沢法堂地区配水管布設替工事に係る企業債で、事業量の増により前年度比7,160万円の増額です。

第4項国庫支出金1,237万円は、中村鶉崎地区配水管布設替工事に係る国庫支出金で、事業費の増により前年度比1,236万9,000円の増額です。

第5項出資金、第6項他会計補助金1,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出を1億7,986万4,000円とするものです。前年度比9,356万6,000円の増額です。

第1項資産購入費1,000円は、科目の計上です。

第2項建設改良費1億3,882万1,000円は、中村第二配水池動力盤更新工事、中村鶉崎地区配水管布設替工事や、大松沢法堂地区配水管布設替工事によるもので、前年度比9,482万円の増額となっております。

第3項企業債償還金4,104万2,000円は、石綿セメント管更新事業等に伴う企業債の元金償還金で、前年度比125万4,000円の減額となっております。

次に、(債務負担行為)です。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項、水道システム追加用スマホ賃貸借。期間は、令和7年度から令和8年度までとし、限度額を42万3,000円とするものです。水道検針業

務において、故障等の不測の事態に備え、1台追加するものです。

171ページです。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的であります1、中村第二配水池動力盤更新事業につきまして、限度額を2,200万円とするものです。

2、水道管路近代化推進事業につきまして、限度額を8,660万円とするものです。

起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に換えることができるものとするものです。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を1,453万6,000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第29号につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。198ページをお開き願います。

議案第29号 令和7年度大郷町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度大郷町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

第1号 排水戸数は1,880戸で、前年度比9戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総処理量は59万7,000立方メートルで、前年比1万5,120立方メートルの増を見込んでおります。

第3号 1日平均処理水量は1,630立方メートルで、前年比36立方メートルの増を見込んでおります。

第4号 主要な建設改良事業は、老朽設備更新事業等でございますが、マンホール長寿命化工事、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ修繕工事、戸別合併処理浄化槽設置工事を予定しており、予算額が7,874万9,000円です。前年比348万6,000円の増額です。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款下水道事業収益を3億6,344万9,000円とするものです。前年度比1,346万4,000円の増額です。

第1項営業収益8,322万1,000円は、下水道使用料、負担金、手数料などの収入を見込んでおります。前年度比256万2,000円の増額です。

第2項営業外収益2億8,022万5,000円は、他会計負担金、長期前受金戻入益が主なものです。前年度比1,090万2,000円の増額です。

第3項特別利益3,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款下水道事業費用を3億6,345万円とするものです。前年度比715万9,000円の減額です。

第1項営業費用3億5,198万3,000円は、管渠費、処理場費、業務費、委託料、総係費、減価償却費などです。前年度比183万9,000円の減額です。

第2項営業外費用996万2,000円は、企業債の利息等によるもので、前年度比417万3,000円の増額です。

第3項特別損失5,000円は、科目の計上です。

第4項予備費は、150万円です。

次のページ、199ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入です。

第1款資本的収入を1億9,198万4,000円とするものです。前年度比1,723万6,000円の減額。

第1項企業債3,300万円は、マンホール長寿命化工事、戸別合併処理浄化槽設置工事等による企業債借入れによるものです。

第2項出資金1,000円は、科目の計上です。

第3項負担金1億3,537万9,000円は、繰出基準に基づく一般会計負担金及び受益者分担金です。

第4項補助金2,360万2,000円は、国庫補助金で、社会資本整備総合交付金及び循環型社会形成交付金です。

第5項他会計繰入金、第6項固定資産売却代金1,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出を1億9,198万1,000円とするものです。前年度比142万2,000円の減額です。

第1項建設改良費7,874万9,000円は、マンホール長寿命化工事、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ修繕工事、戸別合併処理浄化槽設置工事、流域下水道建設負担金、農業集落排水処理施設修繕工事等によるものです。

第2項企業債償還金1億1,323万2,000円は、起業債の負担金、償還金です。

次のページ、200ページです。

(債務負担行為)です。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項の1つ目です。大郷町水洗便所改造資金利子補給。期間は令和7年度から令和11年度までとし、限度額を3万円とするものです。公共下水道に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっせんした場合の利子を町が補給するものです。

事項の2つ目です。大郷町水洗便所改造資金損失補償。期間は令和7年度から令和11年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。公共下水道に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっ

せんし、借り入れた金額について回収不能となった場合に、金融機関へ損失補償を行うものです。

事項の3つ目です。大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給。期間は令和7年度から令和11年度までとし、限度額を1万6,000円とするものです。農業集落排水処理施設に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備等の資金の融資をあっせんをした場合の利子を町が補給するものです。

事項の4つ目です。大郷町農業集落排水事業水洗便所改造資金損失補償。期間は令和7年度から令和11年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。農業集落排水処理施設に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっせんをし、借り入れた資金について回収不能となった場合に、金融機関へ損失補償を行うものです。

事項の5つ目です。大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給。期間は令和7年度から令和11年度までとし、限度額を1万6,000円とするものです。町が設置する戸別合併処理浄化槽に接続しようとする者に対し、水洗便所改造の資金の融資をあっせんした場合の利子を町が補給するものです。

事項の6つ目です。大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償。期間は、令和7年度から令和11年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。町が設置する戸別合併処理浄化槽に接続しようとする者に対し、水洗便所改造の資金の融資をあっせんし、借り入れた資金について回収不能となった場合に、金融機関へ損失補償を行うものです。

続きまして、201ページをお開き願います。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的1、公共下水道事業につきましても、限度額を1,870万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後について、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他都合により繰上償還または低利に借り換えることができるものとするものです。

同じく2、合併処理浄化槽整備事業につきましても、限度額を830万円と

するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共下水道事業と同様です。

同じく3、公営企業会計適用事業につきまして、限度額を600万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共下水道事業と同様となっております。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものです。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予定額に過不足を生じた場合におけるこれら経費の各項の間の流用とするものです。

202ページです。

(議会の議決を経なければ、流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費2,806万7,000円とするものです。

令和7年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第28号、議案第29号につきまして、それぞれ予算事項別明細書等を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長 (石川良彦君) 以上で議案第28号及び議案第29号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただきまして、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行っていただきます。

なお、個別事項につきましては、後ほど設置される特別委員会において質問されるようお願いをいたします。

まず初めに、議案第23号について総括質疑を行います。総括質疑の発言通告がありますので、順次発言を許します。3番鈴木利博議員。

3番 (鈴木利博君) では、総括質疑を行います。

まず、歳入の部分で17款財産収入2項財産売払収入について、科目のみの計上となっているようですが、例えば大松沢診療所の土地など、町有地の有効活用はどうなっているかお伺いしたいと思います。

次に、18款寄附金1項寄附金について、前年比9,000万円に対し5,539万1,000円と大幅な減となっていますが、これはどうしてなのかお伺いしたいと思います。

それから、縁の郷の指定管理についてなんですが、これが今募集はしているものの、どうしても集まらない場合には売却することも必要だと思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの総括質疑に対して御答弁申し上げたいと思いますが、歳入の第17款財産収入につきましては、毎年度答弁予算で科目計上としており、売払額が確定後に補正予算を計上してございます。

大松沢診療所跡地につきましては、境界くいが無い箇所があるため、境界ぐいを復元し、年度内に売り払う予定でございます。

その他の町有地につきましては、利活用の可能性を検討し、有効活用するのか、売払うのかを決定いたします。

第18款の寄附金の大幅な減額につきましては、ふるさと納税、企業版ふるさと納税とも令和6年度実績を基に令和7年度予算を計上しております。予算を上回り、補正予算も計上できるように努めてまいりますが、ただいま本町の信頼は、国内企業から大変評価が厳しい状況になっておりますので、回復をするためにさらに役場内の努力をしていかなければならないと私は思っております。

次に、歳出の縁の郷については、令和7年1月20日から1月31日まで指定管理者の公募を行いました。残念ながら応募者がございませんでした。その後、プロポーザル方式、方法とは別に数社からお話を伺ってございます。現在仕様書の変更や指定管理を設定しながら指定管理者にお願いするのか、また、町民の憩いの場となるような施設の活用がよいのかなども含めて検討してまいりたいと思います。

売却につきましては、今本町では考えておりませんので、町としては不動産業でございませぬので、そのような発想は本意ではないと、常に不動産思想はございませぬので、今後とも前向きな事業運営を考えなければなりませんので、よろしくどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時

15分といたします。

午 前 1 1 時 5 6 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど説明のありました議案第29号 令和7年度大郷町下水道事業会計予算について、訂正の申出がありましたので、提案者から説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君） 先ほど御提案申し上げました議案第29号につきまして、誤りがございましたので、訂正させていただきます。度重なる訂正で大変申し訳ございません。

訂正させていただく箇所につきましては、200ページの債務負担行為第5条の事項の2つ目、事項の4つ目、事項の6つ目の改造資金損失補償関係で、期間の訂正をお願いいたします。

「令和7年度から令和11年度」と表記されておりましたけれども、「令和7年度から令和12年度まで」の期間に訂正をお願いいたします。

なお、債務負担行為に関する調書の訂正もございますので、正誤表によりまして御確認いただきますようお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

議長（石川良彦君） 以上で説明を終わります。

それでは、鈴木利博議員、総括質疑を続けてお願いいたします。

3番（鈴木利博君） では、先ほどの1番目の大松沢診療所跡地のほうは、今境界確定をして、くいも打っていくということなんですけれども、もし今分かるのであればどのように、例えば区画割りをしていくのか。あとは、例えば売却に向けて、人口増加へつながる、何か特別な要件をつけるのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

続いて、ふるさと納税、まず個人のほうですけれども、昨日の一般補正でも説明がありましたけれども、次年度は正念場だという、そういう御説明がありまして、多分そうなのかなと思うんですけれども、ここで昨日町長が担当課の課長に当たるのには、職員を仕込むと、そういったお話もありましたので、ぜひそういった勢いでこのふるさと納税もV字になるように、何かそういった施策あれば、町長のほうから御指導とかあればいいのかなと思うんですけれども、それと、あと企業版ふるさと納税のほうで、先ほど町長の御答弁の中で、厳しい状況があるということだったんですけれども、その厳しい状況というのはどういうことなのか、ちょっともし分かれば御説明いただきたいと思えます。

あと最後、縁の郷なんですけれども、何か縁の郷になると何か不動産業という、何かそういう不動産屋じゃみたいなこと言っているんですけども、ほかでも原団地とか高崎団地等で売っていることがあって、何でこの縁の郷は売れないのか。何かそういう特別な条例か、何かそういうのがあるのかどうか、その辺ちょっと御説明お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 本町が今信頼を失っているという内容は、皆さんが御承知のと通りの町民と議会、議会と行政という、こういう1つの行政としての本来の信頼は相当国内の企業からも敬遠されるという、そういう内容になってございまして、私の知っている範囲ではなかなか信用回復していくのには時間もかかるし、また、それを補うだけの町には人材もなければ、中央とのパイプの目詰まりを調整する機能もなければ、議員がどういうこの行政の仕組みというものを理解しているのか分かりませんが、そんなに簡単な、ふるさと納税どうぞお願いしますなんて言って来るものでもなければ、企業誘致もそうであります。人対人の関係ですから、嫌いな人にただアプローチしたって何の変化もございません。

そういうことで、これから新たな手法を考えてまいりたいと思っておるところでございます。

先ほど国会議員から電話来ました。今朝の河北の朝刊見て、いよいよ人事を尽くして天命を待つという、そういうことわざどおりになったようですねと、こんな話がございましたので、そのとおりです。今後ともよろしく申し上げますというお話を申し上げましたが、今置かれている本来の立場は大変後世に対して申し訳ないないなど、そんな思いであります。

あとは、担当のほうから話申し上げますが、大松沢の境界ぐいの関係、担当のほうから申し上げます。

あと最後に、縁の郷、これは最初から売り物でもございませんし、今まだこの事業がアウトになったわけでもございませんし、進行形でございます。まだまだ改良して、今まで以上に必要な町の施設として、他の町村からも認めてもらえるような、そういう努力をしなければなりません。

指定管理者がなぜ辞めたか。指定管理料1か月50万円何とか見てくれという町にお願いをした。町では議会をかけなきゃいけないですから議会にかけた。否決にした。そういうことですよ。流れは。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えします。

大松沢診療所跡地でございますが、測量整理終わっております、境界線を復元するだけでございますので、早期に売却のほうしたいと思っています。

それで、区画割りにつきましては、現状のままでできれば、売って宅地分譲等の人口増につながる形で御利用いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 再質で聞くことあれば聞いてください。鈴木利博議員大丈夫ですか。ほかにございませんか。2番鎌田暁議員。

2番（鎌田暁史君） 総括質疑を行います。

3月4日にこの議場にて発表された施政方針では、当初予算の概要について触れられております。今後も各種事業について費用対効果等を検証し、事業の見直しや歳出縮減に努めながらとの方針が令和5年度以降3年連続で記載されていることを確認しております。

その上で伺いますが、各種事業について費用対効果等検証とありますが、実際執務ではどのように対応をされているのか、具体例について説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

検証につきましては、毎年予算のヒアリングが補正予算、当初予算のたびにございますけれども、その際にその事業に対する実績はどうだったのかというところを各課のほうにお尋ねしまして、それに基づいて費用対効果がどうだったのかという検証を行っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁議員。

2番（鎌田暁史君） 費用対効果を検証して事業の見直しや歳出の縮減を行ったケース、事例について、どのようなものがあったのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えします。

ヒアリングの際に全ての部分に対してそういうお話をしておりますので、ちょっと今具体的にどの事例というのはちょっとお話し上げられませんが、全てにおいて実績がなかった場合にはその事業を継続

すべきなのか、どのような見直しをすべきなのかというところは、各課のほうに御検討をお願いしているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁議員。

2番（鎌田暁史君） 先ほど話題となっておりました縁の郷なんですけれども、費用対効果は検証しますと、短期的に、あるいは中長期的にもかなり厳しいのではないかというふうに考えております。

それで、施政方針にあるこの費用対効果の検証について、縁の郷について実際に行っていたのかということですね。その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

縁の郷につきましては、これまで指定管理者の方が運営されておりました。その中で集客であったり入込客数であったりというところを確認しながら、伸びてきているというところは抑えておりました。

今現在指定管理者が撤退されて、約月40万円から50万円ぐらいの固定経費がかかっておりますけれども、その費用だけではなくて、この前議員からも言われましたが、例えば町民の方がより有効活用できるような施設だとか、あとは補助事業を活用したテレワークも造ったことですから、今後より、先ほど町長も申し上げましたが、より有効に、よりよい施設になるようにこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 午前中に財政課長が一般会計のほうで説明の中で、くろかわ商工会と話し合いをして、2割増し商品券は来年度は辞めるという話がありました。

しかし、町長の施政方針の中にくろかわ商工会と連携して生活応援商品券発行事業を継続してやっていくというお話がありました。

これは、2割増し商品券と違うのか。どっちが正しいのか、ちょっと私のほうで理解できないんですけれども、その辺答弁願いたいと思います。

また、施政方針の中で、令和7年度の一般会計にもなかったんですが、旧櫻井邸をどのようにしていくのか。例えばこうしたい、だからこのぐらい予算欲しいとか、それもない。

それから、もう一つ町の財産で旧東沢団地、これも施政方針にもないし、一般会計のほうにもどうしていくというのがないんですけれども、

今後どうしていくつもりなのか、御答弁お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

まずは、2割増し商品券と大郷生活応援商品券の違いでございますが、2割増し商品券につきましては、これはまず、商品券を購入していただいた方、例えば5,000円の商品券を買った場合に2割増しで6,000円分になるとというのがございます。今回の生活応援商品券につきましては、全町民1人当たり3,000円を配布しております。これは、購入ではなくて、ただ単位配付した、配布というか配った商品券事業となりますので、2割増しのほうは買った方が2割の恩恵を受けると。生活応援については、今回が全町民が恩恵を受けるということでございます。

令和7年度に2割増し商品券がないということなんですけれども、今回の生活応援商品券をする中で、商工会様とも十分に話をした中で、生活応援商品券、財源の関係もありますので、本来、今回3,000円で配っていますけれども、本来もう少し少ない額、予算上少ない額でやろうかと思ったんですが、どうせならということで、財政とも協議しまして、今回町民1人当たり3,000円で配っております。

その中で、年度に繰り越して5月末まで使える商品券ということもありますので、商工会さんでもそのほうが全町民に対して恩恵があるということで、今回生活応援商品券のほうで一本でいきましょうという話を受けまして、こういった制度設定になっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

旧東沢団地でございますが、こちらにつきましては、公告をしておりますが、現在御購入希望者はいないという状況でございます。

こちらにつきましては、町がその施設に対して何かするよりも、民間の方の力を借りながら、できれば住民が増えるような形の利用をしたいというふうに思っております、その辺ノウハウのある民間の事業者さんのほうの御協力をいただけないかというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） これ、まず商品券なんですけれども、今回の1人3,000のやつが令和6年度で町民に渡したわけですね。令和7年度でそれを券を買えるということで、この継続ということみたいなんですけれども、こ

ういう言い回しになると、ちょっと勘違いすると思うんですよ。

まだずっと継続していくのかなと思って見ていたんです。

だから、その辺私からすると、課長のほうでは2割増しは辞めて、じゃ町長のほうはもっとやっていくというような感じがしたので質問したんです。

だから、この言い回しがちょっとおかしいんじゃないかなと思うのがまず1点。

それから、団地とあと櫻井邸、いろいろ募集しているけれども、民間に任せたりということで、でもなかなか集まってきていないのが現状なんじゃないのかなと。

で、櫻井邸は何かメリットあるような募集の仕方あると思うんです。実際古民家探している人って結構いるような気がするんですよ。テレビ見ている。こっちからの情報発信がちょっと下手なのかなと思うんです。

その辺もうちょっとうまくしたらできるんじゃないかなと思うんですけども。

あと、東沢団地の場合は、何か地盤が悪いということで、なかなか着工が難しいんじゃないかなと思っているんですけども、その辺改良して、町側で改良して民間に任せるとか、住宅用地になるよというような形を作った中で出すということもできるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私から櫻井邸の今後の活用について話しておきます。

今までも何遍か民間ともやり取りして、こういう事業どうだ、ああいふ事業どうだと、いろいろな提案をお互いにしながら進めた経緯がございます。

今本町自身ここに来て、歴史文化を語る前に本町の将来、歴史文化を語る前に今後の町の将来をどういう形に持っていくかということをお所高所に立って広く、広い人たちとも議論してございます。

大郷町の今後進めていく上で農業という核を核にしたまちづくりを進めていく上で、いろいろな施設も必要だということも分かっていますので、特にあのような古い歴史のある、100年からの住宅をうまく活用しながら、今後の本町の新たなまちづくりとマッチできるような内容にしていこうと。ちょっと急ぐ必要はないと。

今いろいろな補助金も活用しながら考えているところであります。

地元の我々よりも都会の人たちが使いたいという人たちと今話を進めてきなかなので、恐らく1つ決まれば次々に相乗効果というか、次のものも解決に向かっていくということになるかというふうに私は期待をしているところであります。

決して櫻井家もせっかく寄附を受けたのを無沙汰にするわけにはまいりません。すばらしいものをつくってまいりたいと。大郷町の迎賓館にしたいと、そんな思いを持っておるところであります。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えさせていただきます。

商品券関係についてお答えさせていただきます。

当初は、2割増し商品券ということで予定しておりました。ですが、今回臨時交付金を頂戴しましたので、その中で今回生活応援商品券に切り換えて、全町民の皆様に配送したところでございます。

この臨時交付金がなければ、何割増しかの商品券事業ということで、今後も商工会さんであったり、それから、物価高騰だったり、そういったことも鑑みながら、そのときの財政状況にもよりますが、そういった形で住民の皆様にそういった事業を展開してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えします。

未利用の土地につきましては、可能な限り人口増につながるような活用をしたいというふうに思っております。

東沢団地住宅跡地につきましては、町が先行投資をして、整備をして、そういう形で持っていくべきなのか、極力町のほうでは負担を減らして民間事業者の力をお借りするべきなのか、そこはちょっとこれから検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 通告なしですみませんが、施政方針にありました農業振興について、地域農業を支える担い手の育成、確保が急務とあり、各種補助事業を活用して生産体制の強化と推進とありますが、過去数年前、担い手の育成、生産体制の強化が前年並みというか、いうところがあるので、なかなか強化が図られていないというところが感じられます。

令和7年度は、予算の監査説明書を拝見しますと、農林業予算が前年度よりも500万円ほど減少してございます。一方で、人事院勧告があっ

たととしても、農業総務費が1,200万円ほど上昇している。農業総務ですよ。農業総務費が1,200万円上昇してございます。

これでは担い手の育成や生産体制の強化どころでなくて、衰退してしまうような気がいたします。

田中町長が言っている農業では食えないから、食える農業にしていかなきゃいけないと強くおっしゃっております。やはり、この予算を上げないと、かけ離れていくとしか思えません。

やっぱり農業費全体を見直して、担い手の育成、生産体制の強化が図られるようお願いいたします。

これは、水稻だけではなくて、園芸、畜産も同様でございますので、次年度、令和7年度は早急に行っていただきたいかなと思ってございます。

商工業の振興についても同様でありまして、商工費が全体で前年度より770万円ほど減額になっております。一方で、商工総務費が670万円、630万円ほど上昇してございます。施政方針でもありましたが、熱海議員がおっしゃったとおり、やはり商品券のことも質問しようと思ったんですが、これは熱海議員が質問されたので省きたいと思えます。

やはり、商工会と一体となって、大郷町の町民だけではなくて、商工、お店屋さんも随分撤退しているところもありますので、そこら辺もやっぱり消費者、業者共に栄えるように進んでいただければなと思えます。

昨日可決成立されました農政商工を農林振興課と商工観光課に分けることになってございます。このことは、新しい事業だと私は考えてございます。特に、商工観光課については、昨日田中町長も話してございましたが、待つて進める企業誘致ではなくて、出て歩く企業誘致だと強くおっしゃってございました。やはり、新しく始めることは、始めるものは大きく出る。アピールポイントが大きいというところもございまして、人事配置が終わり次第、早急に出る体制を取っていただいて、産業立地、特産振興に努めていただくためにも予算のほうの再考をお願いしたいかなと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（田中 学君） 当初予算になくてこれから必要だと。その事業を進めるためにはどうしても必要だということであれば、補正というものがございますんで、いくらでもこの事業に対して、正に費用対効果の話にもなるわけでありましたが、いくらでも出るというふうに思いますが実は、皆さんが地元商工会でどういうお話しているのか分かりませんが、私の聞

いている範囲では、大変悲しい。商品券を使って購買を推進していても、地元資本の企業がないので、みんな中堅の物販店に行ってしまうので、地元の物を売っている商工人との何人もいない中であまり効果が商工会のためには出ていないという、役員からの話を聞きました。

ああ、そうかと。我々は消費者、町民に平等に商品券が回るような方法を取っている。どこで購入するかは、これ消費者の選択ですから、町内で商品購入できるような内容にしてございますので、ただ、あまり地元の商人さんは恩恵はないという、そんな話役員さんがしていましたよ。

そうかと。それであれば、別な方法も考えてこれからいかなくてないということも、我々ひとつやっていることが本当に、行政としてどっちもよくなるようにと思ってやっているんですが、そういう話を聞くと、別な方法を何か考えなくてはならない。

今の時点での思いです。これから新しくやるときには、そうならないような、十分地元の商工会の意見を聞いて、まず、何よりも支店で、決裁権の何もない事業所ですから、あまり積極的な活動も私からすれば見られないなど。

農協さんも同じですよ。おんぶに抱っこですよ。カントリー造るのに投資はしました。今度それを使用するのに使用料出してくれ。これ、もっと欲しい。まだ欲しいんだという、今年もそんな話があるようです。まず、それもひとつやむを得ないのかと思っておりますが、いずれにしても、行政も出先の商工会も農協も一緒になって、ここで頑張らなければならない、今の状況であるということをお認めをいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 町長、農業振興については、所管の職員あります。担当課からないですか。町長はないね。（発言あり）

次に、農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

まず、農業総務費の関係が増えているというところですが、そこは、人事異動に伴う諸手当が増えているというところになっております。

それから、担い手の育成だったり、生産体制の強化というところですが、実際に担い手の育成となった場合に、町の補助金、それから各種補助金であったり、それから、JAさんともタイアップして、JAさんのほうにも事業補助金を流しております。

今国のほうでは、物を売るという出口のほうに補助金をつけて強化していくということもございますので、まずは、物をしっかり売れていく、

儲かる農業というところで、担い手の育成だったり、今後の後継者というところを模索していければというふうに思っております。

生産体制の強化につきまして、町でも町単の補助金用意しておりますが、当初毎年10月、11月に要望調査取ります。その中で要望上がってきて予算化するんですが、やはり、機械の値段が上がっております、買おうと思ったけれども、やっぱり買えなかったとかということもあって、予算も今のところ充足している状況でございます。

これが足りないようであれば、補正なりさせていただいてやっていきたいとは思いますが、今のところは、農業振興費については、間に合っているというふうに思っています。

今回の500万円を超える減額につきましては、委託料の中で、地域計画の図面作成の業務とそれから農振地域の計画更新の業務で約500万円弱落ちているというところがございますので、そういった減額に見えていますが、各種補助事業等については、特に減額等はしておりません。

以上です。

議長（石川良彦君） 新しい事業とかは考えていないということでもいいんですか。そこの、町長からも説明なかったけれども。

農政商工課長（本間文二君） すみません。

新しい事業等につきましては、先ほど言ったように、出口というところもございますが、施政方針にもありましたオーガニックヴィレッジ、これについては、しっかりロードマップに沿って、計画を立てて、協議会設立して改革を立てて、オーガニックの野菜を売るというところまでしっかり持っていければというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 企業誘致は。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

企業誘致につきましては、これまでも全くしてこなかったというわけでは当然ございません。

さらに、今回農政商工課が農林振興課と商工観光課ということで、さらに力を入れて、産業立地推進係ということになるかと思いますが、そちらの企業誘致しっかり出向いて、しっかりと町をPRしながら、誘致に向けていくというような体制も今回つくられるということになりますので、この辺はしっかりとやっていければと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 大変意気込みが感じられました。

費用対効果であります。やはり、費用対効果、すぐに求める費用対効果と1年、2年後の求めるもの、30年かかって求めるもの、よくあると思います。

なので、すぐに求めろというのではなくて、やっぱり農業を推進する。機械の予算がありますよね。であれば、きちんと取り組みやすいような状況にするとか、やっぱり補助率上げたり、やっぱり予算を使い切るような、せっかくなかった予算なので、そこら辺で農業やっぱり役場に頼んで良かったよね。のでよかったですよね。

あと、農協ども組んでよかったですよねと。そうならば一番いいのかなと思ってございますし、あと、企業誘致もやはり、それこそハンドバッグじゃなくて、キャリーバッグに現ナマたがいていくような話をして、どんどん来てくれというような推進をしていただければやはりいいんじゃないかなと思ってございます。

当初の予算なので、ただ、6月頃になれば落ち着いてくると思います。そうすると、今後のサイクルが見えてくると思うので、6月頃の補正予算でしっかり組んで、来年の3月までこのぐらいの数字が上がったんですよと。このぐらい問合せが来ました。このぐらいに進んでいますという報告を願えればありがたいかと思うので、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 要望で終わりね。町長から所感もらいますか。町長。

町長（田中 学君） 十分さらに意識を深めて頑張っていきたいと思っております。

ただ、ここにおいて、企業誘致幾ら旗振ったって届きませんので、やっぱり一極集中、東京ですよ。市場は東京です。どれだけの人とお会いできるかという、そのネットワークがなければ幾らここでどなたとお話しても直接届かないので、今後商工観光課ができれば、私と一緒にこの企業ふるさと版のこれも一緒に回って歩きたい。

待ってるから来てくれよという東京からの、そんな話もございます。

やっぱり、私は大学も高校も行っていませんが、学閥というのはすごいですね。それで、私今付き合っている人が早稲田の中学校から高校、大学まで行った。代議員もやっている人なんです。すごい。やっぱり東京6大では明治だどこだあってあるけれども、やっぱり早稲田ってすごい。あの人脈は。それで、そういうメンバーともこれから直接職員と会わせて、私がいなくてもどんどん企業誘致ができるように、そういう道をつくってまいりたいと思っていますので、議員も一緒に歩ける人いれば、一緒にやりたい。（発言あり）それは駄目ですよ。

また、本気になってやらなければならないということを感じてやっ

てまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案23号の総括質疑を終わります。

次に、議案第24号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

次に、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第25号の総括質疑を終わります。

次に、議案第26号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑を終わります。

次に、議案第27号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

次に、議案第28号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第28号の総括質疑を終わります。

次に、議案第29号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第29号の総括質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号から議案第29号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案

第29号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

午 後 1 時 5 5 分 休 憩

午 後 2 時 0 2 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には石垣正博議員、副委員長には鈴木利博議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、本日の会議終了から3月18日までの期間本会議を休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月18日までの期間本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る3月19日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

議長（石川良彦君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 0 3 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員